

自治基本条例規定比較表（吉野町、伊丹市及び西脇市） ※議会・首長・職員部分抜粋

吉野町	伊丹市	西脇市
吉野町まちづくり基本条例	伊丹市まちづくり基本条例	西脇市自治基本条例
目次 前文 第1章 総則及び基本理念、基本原則（第1条—第4条） 第2章 町民の権利と役割、責務（第5条—第8条） 第3章 情報の公開と共有（第9条—第11条） 第4章 参画と協働（第12条・第13条） 第5章 地域自治活動と町民公益活動（第14条—第20条） 第6章 町議会並びに町長及び町の職員の役割と責務（第21条—第24条） 第7章 町政運営〔行政経営〕（第25条—第36条） 第8章 住民投票（第37条） 第9章 世界遺産等を活かしたまちづくり（第38条） 第10章 連携（第39条・第40条） 第11章 条例の位置付け、見直し（第41条—第43条） 附則	※伊丹市は目次なし。	目次 前文 第1章 総則（第1条・第2条） 第2章 基本理念及び基本原則（第3条・第4条） 第3章 情報の共有（第5条—第8条） 第4章 参画と協働（第9条—第11条） 第5章 住民投票（第12条・第13条） 第6章 地域自治組織等（第14条・第15条） 第7章 市民・議会・市長等の役割・責務等 第1節 市民（第16条—第18条） 第2節 議会（第19条—第22条） 第3節 市長及び市職員（第23条・第24条） 第8章 市政運営（第25条—第38条） 第9章 連携（第39条—第41条） 第10章 条例の位置付けと見直し（第42条・第43条） 附則

吉野町	伊丹市	西脇市
<p style="text-align: center;">第6章 町議会並びに町長及び町の職員の役割と責務</p> <p style="text-align: center;">（町議会の役割と責務）</p> <p>第21条 町議会は、法令で定めるところにより、町民の信託に基づき選ばれた町議会議員によって構成される吉野町の意味決定機関であり、この条例の趣旨に基づき、その権限を行使しなければなりません。</p> <p>2 町議会は、町民の意思が町政に適正に反映されているかどうかを監視する役割を担います。</p> <p>3 町議会は、町民との情報共有を図り、原則として全ての会議を公開するなど、開かれた議会運営に努めます。</p> <p>4 町議会は、町政を調査し、条例議案を提出するなど政策形成機能及び立法機能の強化を図ります。</p> <p>5 町議会の会議は、討論を基本とし、議決にあたっては意思決定の過程及びその妥当性を町民に明らかにします。</p> <p>6 町議会の組織、活動等に関しては、別に定めます。</p>	<p style="text-align: center;">（議会の役割及び責務）</p> <p>第5条 議会は、第2条の基本理念にのっとり、市民を代表する意思決定機関として、公正性及び透明性を確保しつつ、その権限を行使しなければならない。</p> <p>2 議会は、市民の意見が市政に適切に反映されているかどうか及び行政が適正に執行されているかどうかについて監視し、評価しなければならない。</p> <p>3 議会は、市政を調査し、その結果を踏まえて条例を制定するなど、政策形成機能の強化を図らなければならない。</p> <p>4 議会は、議会運営に関して積極的に市民に情報を公開するとともに、意思決定の過程を明らかにし、市民への説明責任を果たすなど、開かれた議会運営に努めなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">第2節 議会</p> <p style="text-align: center;">（議会の役割等）</p> <p>第19条 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の定めるところにより、条例の制定改廃、予算の決定、決算の認定等を議決するほか、市政に関する重要な事項で別に条例で定めるものを議決するものとします。</p> <p>2 議会は、市の意思決定機関であるとともに、適正に市政運営が行われているかを監視し、けん制する機能を果たすものとします。</p> <p style="text-align: center;">（議会の責務）</p> <p>第20条 議会は、市民との情報共有及び意見交換を図り、開かれた議会運営に努めなければなりません。</p> <p>2 議会は、広く市政を調査するとともに市民の意思を把握し、政策形成機能の強化とその活用に努めなければなりません。</p>
<p style="text-align: center;">（町議会議員の役割と責務、倫理）</p> <p>第22条 町議会議員は、町民から選ばれた者として町民の信託に応え、常に公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、町民の代表者としての品位と責務を念頭におき行動しなければなりません。</p> <p>2 町議会議員は、町議会の責務を遂行するため、常に研鑽に努め、審議や行政監視及び政策立案の能力向上に努めます。</p> <p>3 町議会議員は、議会活動に関する情報を町民に説明するとともに、広く町民の声を聴き、こ</p>	<p style="text-align: center;">（議員の役割及び責務）</p> <p>第6条 議員は、市民の代表者としてその負託に応え、公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、市民全体のために行動しなければならない。</p> <p>2 議員は、自らの責任を認識し、高い倫理観を保持し、研さんに努め、行政監視及び政策立案のための能力の向上に努めなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">（議員の役割及び責務）</p> <p>第21条 議員は、市民の信託に応え、公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、その責務を果たすため、自己の研さんに努めなければなりません。</p>

<p>れを議会の審議に反映させるよう努めます。</p>		
<p>(町長の役割と責務、倫理) 第23条 町長は、町民の信託に応え、町政の代表者としてこの条例の理念を実現するため、公正かつ誠実に町政運営を行わなければなりません。 2 町長は、吉野町の現状や課題を的確に把握し、長期的な将来像を町民に示すとともに、具体的施策により課題解決を図らなければなりません。 3 町長は、施策の執行にあたっては、町民及び町議会への説明責任を果たすとともに、この条例の趣旨に基づき、町政運営を通じて自治の実現、町民主体のまちづくりの推進に努めなければなりません。 4 町長は、前各項の責務を果たすため、効率的かつ効果的な行政経営に努めるとともに、町の職員の育成に努めなければなりません。</p>	<p>(市長の役割及び責務) 第7条 市長は、第2条の基本理念にのっとり、市民の市政への参画の機会を確保し、市民と協働して、まちづくりを推進するよう努めなければならない。 2 市長は、市民の代表者としてその負託に応え、公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、市民全体のために市政を運営しなければならない。 3 市長は、市政について市民に説明する責任を果たすよう努めなければならない。 4 市長は、市民にとって分かりやすい組織及び市民ニーズに的確に対応できる体制を整備するとともに、職員の資質の向上に努めなければならない。</p>	<p>第3節 市長及び市職員 (市長の役割及び責務) 第23条 市長は、市の代表者として、市民の信託に応え、市民福祉の向上のために権限を適正に行使するとともに、この基本条例に定める基本理念及び基本原則にのっとり、公正かつ誠実に市政運営を行わなければなりません。</p>
<p>(町の職員の責務) 第24条 町の職員(以下「職員」という。)は、町民全体の奉仕者であるという自覚を持ち、法令等を遵守し、効率的で公正かつ誠実に、その職務を遂行しなければなりません。 2 職員は、その職務を遂行するにあたって創意工夫を行い、町民に対して丁寧で分かりやすい説明に努めなければなりません。 3 職員は、その職務の遂行に必要な知識、技能等の向上を目指し、研修等に積極的に参加するなど研鑽に努めなければなりません。 4 職員は、町民の一員としての自覚を持ち、地域課題の把握及び解決に努めるとともに、自らも地域のまちづくり等に参加するよう努めます。 5 職員は、職務上知り得た情報については、細心の注意を持って扱わなければなりません。</p>	<p>(市の職員の役割及び責務) 第8条 市の職員は、公共サービスの提供に従事する者として、第2条の基本理念にのっとり、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。 2 市の職員は、効率的に職務に取り組まなければならない。 3 市の職員は、職務の遂行に必要な知識及び技能の向上に努めなければならない。</p>	<p>(市職員の責務) 第24条 市職員(以下「職員」といいます。)は、全体のために働く者として、法令を遵守し、市民の立場に立って創意工夫し、公正で誠実かつ効率的に職務を遂行しなければなりません。 2 職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上に努めなければなりません。 3 職員は、自らも市民であることを自覚し、積極的に地域活動等に参加するよう努めなければなりません。 4 職員は、地域の課題解決に向け、必要に応じて市民と市との意思疎通を図るための役割を担うよう努めなければなりません。</p>